

諮詢第146号

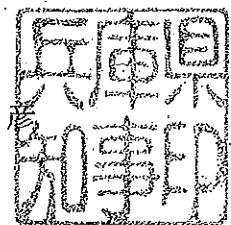
但馬海区漁業調整委員会

するめいかの令和4管理年度知事管理漁獲可能量について(諮詢)

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいかに関する  
令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、  
諮詢します。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦



## するめいかの令和4管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法第15条第1項による、するめいかに関する令和4管理年度の漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）がこのたび通知されました。  
(令和4年2月15日付け3水管第2777号農林水産大臣通知)

上記特定水産資源の漁獲可能量は「現行水準」として示されたため、法第16条第1項に基づく知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めることとし、兵庫県資源管理方針の「別紙1-3するめいか」に示す漁獲可能量の知事管理区分、配分の基準に則して、次の表に掲げる管理区分に配分し、管理を行うこととします。

(漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量)

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準

### ※参考 兵庫県資源管理方針別紙抜粋

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

3水管第2777号  
令和4年2月15日

兵庫県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

#### 記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
すけとうだら 太平洋系群			
すけとうだら 日本海北部系群			
すけとうだら オホーツク海南部			
すけとうだら 根室海峡			
するめいか	現行水準	0.15%	104

(注記) 基本シェアの算定期間(するめいか:平成30年から令和2年、その他:平成29年から令和元年)の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない